

国際分類第10-2013版対応の作成にあたり

世界知的所有権機関（W I P O）で開催された第21会期ニース国際分類専門家委員会（2010年11月）において、委員会手続規則が改正され、これまで5年に1回開催されていた専門家委員会を少なくとも1年に1回開催し、「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」に基づく国際分類に掲載する商品及びサービスの表示に係る追加・変更・削除についての変更が、毎年行われることとなりました。

これを受けて本年開催された第22会期ニース国際分類専門家委員会（2012年4月）において、国際分類第10-2013版へ改訂することが決定され、この国際分類の改訂に対応し、商品及び役務の区分に属する商品又は役務について規定する商標法施行規則別表の一部改正（平成24年経済産業省令第87号 平成24年12月3日公布）が行われたところであり、国際分類第10-2013版に対応した改正部分が平成25年1月1日に施行されます。

また、商標法施行規則の「各区分に属する商品又は役務」は、国際分類に即して定められるものであるところ、商標法施行規則別表に掲載する商品又は役務を国際分類に即したものにするための見直しも行いました。

そこで、この度、商標法施行規則別表の一部改正に対応した「類似商品・役務審査基準」を〔国際分類第10-2013版対応〕として作成することといたしました。

主な改正点は以下のとおりです。

（1）国際分類の改訂に伴う区分の変更等について

- ①第37類に「排水用ポンプの貸与」を追加しました。
- ②第39類に「航空機用エンジンの貸与」を追加しました。
- ③第40類に「ボイラーの貸与」を追加しました。

（2）商品又は役務を適切な区分に変更するための改正

第8類「五徳」及び「火消しつぼ」を削除し、第21類に移行しました。

この「類似商品・役務審査基準」が商品又は役務に関する審査の円滑な運用に資することを望みます。

平成24年12月

特許庁審査業務部商標課長

林 栄 二